

売却区分番号	1	見積価額	金 1, 9 2 0, 0 0 0 円
		公売保証金額	金 2 0 0, 0 0 0 円
財産の表示	<p>不動産の表示（登記簿の表示による）</p> <p>（土地の表示）</p> <p>所 在 柴田郡川崎町大字前川字大森南山 地 番 5 番 3 1 地 目 宅地 地 積 1, 5 8 9. 7 2 m²</p> <p>（土地の表示）</p> <p>所 在 柴田郡川崎町大字前川字大森南山 地 番 5 番 2 5 地 目 山林 地 積 1, 9 6 7. 0 0 m²</p> <p>（主である建物の表示）</p> <p>所 在 柴田郡川崎町大字前川字大森南山 5 番地 3 1 家屋番号 5 番 3 1 種 類 居宅 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 床 面 積 1 階 1 1 5. 5 1 m² 2 階 2 8. 9 8 m²</p> <p>（未登記附属建物 1）</p> <p>種 類 居宅 構 造 木造瓦葺平家建（推認） 床 面 積 約 7 0. 0 0 m²（概測数量）</p> <p>（未登記附属建物 2）</p> <p>種 類 居宅 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 約 5 0. 0 0 m²（概測数量）</p> <p>※ 上記財産を一括換価にて公売に付する。</p>		
位置・交通	<p>J R 東日本東北本線・東北新幹線「仙台駅」まで約 2 6. 0 k m（直線距離）、J R 東日本東北本線「愛子駅」まで約 1 8. 0 k m（直線距離）、同線「大河原駅」まで約 1 6. 5 k m（直線距離）、山形自動車道宮城川崎インターチェンジまで約 4. 5 k m（道路距離）、大森南山バス停まで至近距離に位置する。</p>		
付近の状況	<p>付近一帯は、川崎町中心部の南西方に位置し、低山の山麓を貫通する県道蔵王川崎線沿いに農家住宅や一般住宅等が散在する農家集落地域となっている。地区内を縦断する当該県道は川崎町と蔵王町を結ぶ幹線道路であるが、交通量は比較的少なく、閑静な集落地域といえる。</p>		
公法上の規制	<p>都市計画区域外 建築基準法第 2 2 条第 1 項区域</p>		

接道状況	公売地東側は舗装道路（県道蔵王川崎線：現況幅員約8m）に接面しているが、公売地との接面部分は停車帯となっており、現況幅員は約13mとなる。
地盤・地勢	▽宅地（地番5番31） 形状：不整形 地勢：隣接する県道より高く、高さ約0.7m～1mの擁壁が設置されている。 ▽山林（地番5番25） 形状：不整形 地勢：傾斜地
占有状況等	—
隣地の状況	▽宅地（地番5番31） 東側：県道蔵王川崎線 西側：山林 南側：畑 北側：山林 ▽山林（地番5番25） 東側は宅地、その他周囲については、公売地と同様の山林である。
供給処理施設	上水道：有 下水道：無 ※1 入札前に川崎町建設水道課（電話番号0224-84-2306）へ現況確認を行った上で、入札をしてください。 ※2 供給処理施設における「有」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管が通っており、通常のコストで施設内への引込みができる状態のことをいいます。 都市ガス：無（プロパンガスとなります。） 【特記事項】 ・上水道については、敷地内の南東端に引込みがされていますが、接続はされていません。また、止水栓等の位置が川崎町建設水道課備え付けの図面に記載されていますが、雑草等により現地での位置の特定はできておりません。 ・上水道に加入する場合、水道加入金等の費用が別途発生します。詳しくは、川崎町建設水道課にご確認ください。 ・汚水処理設備の状態については、仙南地域広域行政事務組合では確認はしておらず、使用の可否は不明です。
特記事項	動産の撤去については、買受人の負担となります。
住居表示等	宮城県柴田郡川崎町大字前川字大森南山
最寄駅等	JR東日本東北本線「東白石駅」約14.1km（直線距離）

その他事項	<ul style="list-style-type: none">• 留意事項<ol style="list-style-type: none">1 居宅として利用されていましたが、現在は空家状態です。 (令和5年1月1日現在)2 電気、給排水、衛生等に係る設備類その他は汚損や毀損などによりそのままでは使用できない可能性があります。3 敷地内には工作物が1棟残置されています。4 敷地内の軽自動車は今回の公売では対象外となります。5 公売地は大森B遺跡の範囲に含まれるため、建物の建築等にあつては、試掘調査が必要となります。詳しくは川崎町教育委員会生涯学習課(電話番号0224-84-2311)にご確認ください。6 公売は現況有姿により行います。7 仙南地域広域行政事務組合は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、建物・敷地内の動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。8 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。• 境界については、隣接地所有者と協議すること。
-------	---